

亀山市立学校体育施設の開放に関する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第7号

亀山市立学校体育施設の開放に関する規則

(別紙)



## 亀山市教育委員会規則第7号

### 亀山市立学校体育施設の開放に関する規則

#### (目的)

第1条 この規則は、市民に体育・スポーツ活動実践の機会を与え、体育・スポーツの健全な普及及び発展を図るとともに、併せて市民の健康の保持増進及び体力の向上に資するため、学校体育施設を市民の利用に供すること（以下「施設の開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (開放校の指定)

第2条 亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校体育施設の実態、住民の要望、校長の意見等を考慮して、学校体育施設開放校（以下「開放校」という。）を指定する。

#### (運営委員会の設置)

第3条 教育委員会は、開放校の体育施設の管理運営に当たらせるため、開放校ごとに学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 委員は、社会体育関係者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

#### (運営委員会の事務)

第4条 運営委員会は、施設の開放を円滑に実施するため、開放校の指定を受けた学校の校長（以下「開放校の校長」という。）と連絡を取り、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 利用しようとする団体の登録に関すること。
- (2) 利用の許可又は取消しに関すること。
- (3) 開放日程の調整に関すること。
- (4) その他施設の開放に必要な事項に関すること。

#### (雑則)

第5条 前2条に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(施設の開放)

第6条 開放校の校長は、学校教育に支障のない範囲内において、運動場、体育館等の学校体育施設を積極的に開放するよう努めるものとする。

(運動種目及び使用施設等)

第7条 開放校における運動種目、使用施設等は、開放校の校長の意見を聴取した上、運営委員会が決定する。

(開放日及び開放時間)

第8条 学校体育施設の開放の日及び時間は、開放校の校長の意見を聴取した上、運営委員会が決定する。ただし、学校教育又は公的行事に支障が生ずる場合は、開放校の校長は、既に決定された日時を変更し、又は使用を中止させることができる。

(利用の登録等)

第9条 開放校の学校体育施設を利用できるものは、体育・スポーツ活動を目的とする団体であって、利用しようとする開放校の運営委員会に登録されたものとする。

2 前項の登録を受けようとするものは、利用時の管理責任者を定め、学校体育施設利用登録申請書(様式第1号)を開放校の運営委員長に提出しなければならない。

3 運営委員長は、登録の申請があった場合は、運営委員会に諮り、適当と認められるときは、申請者に登録証(様式第2号)を交付するものとする。

4 運営委員会は、前項の規定により登録証の交付を受けたもの(第3号及び次条において「登録団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録申請に偽りがあったとき。

(2) 体育・スポーツ活動以外の目的で開放校の体育施設を利用したとき。

(3) その他登録団体として不適當と認めたとき。

(利用の手続)

第10条 登録団体が学校体育施設を利用しようとするときは、利用を希望する月の前月の10日から20日までの間に、学校体育施設利用申込書(様式第3号)を運営委員会に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。

(管理責任者の責務)

第11条 管理責任者は、学校体育施設の利用に当たっては、当該施設を適正に管理しなければならない。

(報告)

第12条 運営委員長は、3月ごとの施設の開放実績について、その期間の経過後15日以内に教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、学校体育施設開放実績報告書(様式第4号)により行うものとする。  
(損害賠償の義務)

第13条 学校体育施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、亀山市立学校体育施設の開放に関する規則(平成22年亀山市規則第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなし、第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

様式第1号(第9条関係)

学校体育施設利用登録申請書

年 月 日

学校体育施設開放運営委員会  
運営委員長 様

申請者  
(管理責任者)住所  
氏名

下記のとおり、学校体育施設の利用団体として登録したいので申請します。

記

団 体 名	
団 体 の 住 所	
使 用 の 目 的	
運 動 種 目	
登 録 人 数	
責 任 者	氏名
	住所 TEL
登 録 番 号	
利 用 条 件	利用中の事故責任は申請者で負い、一切他に迷惑をかけること。
備 考	

様式第2号(第9条関係)

登 録 証

登 録 番 号	
団 体 名	
管 理 責 任 者 名	
住 所	
利 用 目 的	

上記の団体は、体育施設利用登録団体であることを証明します。

年 月 日

\_\_\_\_\_学校体育施設開放運営委員会  
委 員 長 (印)

(注意事項)

- 1 この登録証は、管理責任者が所持すること。
- 2 この登録証を他の団体等に貸与しないこと。
- 3 この登録証を紛失したときは、速やかに運営委員会に連絡し、再交付の手続きをすること。

様式第3号(第10条関係)

学校体育施設利用申込書								
						年	月	日
(管理責任者)氏名								
						電話番号(	)	—
登録団体名								
登録番号								
利用施設								
利用日時	自	年	月	日	午後	時	分	
	至	年	月	日	午後	時	分	
利用回数	年	月分		回				
活動内容								
利用条件	利用中の事故責任は利用者で負い、一切他に迷惑をかけません。							

-----切り取り線-----

学校体育施設利用許可証								
						利用許可番号	第	号
様								
次のとおり許可します。								
自	年	月	日	午後	時	分		
至	年	月	日	午後	時	分		
				年	月分	回		
施設利用については、決められた事項を必ず守ってください。								
						年	月	日
運営委員長							(印)	

